第3章 補完調査

3.1 食品リサイクル法に関する補完調査

食品リサイクル状況等が確認できていない食品関連事業者を対象に、食品廃棄物等の発生状況並びに食品リサイクルの取組を把握するための郵送アンケートを実施した。

3.1.1 補完調査対象事業者の選定

食品リサイクル法補完調査対象事業者(3,000 事業者)の抽出方法として、 以下の方法で実施した。

i)合併、廃業の事業者を除く

事業者データベースの項目「新規・合併・廃業フラグ」が '合併'、'廃業'である事業者を除く。

ii)次の①から③に該当する事業者を除く

- ① 事業者データベースの項目「定期報告の有無」において、平成 21 年 度~令和元年度に定期報告の提出がある(●の)事業者。
- ② 事業者データベースの項目「調査点検指導状況」において、平成18年以前~令和2年に何らかの調査を行った記録のある事業者。
- ③ 事業者データベースの項目「食り補完調査実施年度」に、'H25'~'R1' が入力されている事業者。

iii)主業種が食品関連事業者に該当する事業者を抽出

事業者データベースの項目「4業種分別(主業種)」が、'食品製造業'、 '食品卸売業'、'食品小売業'、'外食産業'である事業者を抽出する。

ただし、近畿農政局においては、上記4業種以外の業種が入力されている事業者が多数存在することから、次の業種についても抽出対象に含める ものとする。

- ・ 食料品製造業、清涼飲料・茶・コーヒー製造業、酒類製造業は、食品 製造業に含める。
- ・ 食料品卸売・小売業、酒類卸売・小売業は、'業種名称_1'~'業種 名称 3'の内容に応じて、食品卸売業又は食品小売業に含める。

iv) 令和 2 年度に定期報告書を受け付けた事業者は調査対象から除く

令和2年度に、各地方農政局等において食品リサイクル法に基づく定期報告書を受け付けた事業者が抽出されている場合は、調査対象から除く。 (別途送付する、定期報告受付状況一覧表による。)

v)調査対象事業者(予備を含む。)を選定する

iv)までで抽出された中から、調査対象事業者を選定する。なお、宛先不明等により調査件数が目標を下回る可能性があることを考慮し、食品卸売業、食品小売業、外食産業合計で200件程度を予備として加える。

- ・ 食品製造業は、全ての事業者を調査対象とする。
- ・ 食品卸売業、食品小売業、外食産業については、各業種における売上 高の上位から順に調査対象とする。

なお、業種ごとの調査対象件数は、3業種合計の抽出数に占める各業種の割合に応じて按分することとする。

上記方法にて、抽出された補完調査対象事業者数(3,000 事業者)を表 3-1 に示す。なお、本調査では食品製造業のみで調査対象 3,000 件に到達したため、他の業種については記述を省略した。

表 3-1 補完調查対象事業者数

農政局等	補完調査対象事業者
辰 以问守	調査対象
北海道	239
東北	299
関東(東京)	211
関東(東京以外)	642
北陸	154
東海	228
近畿	396
中四国	364
九州	401
沖縄	66
合計	3,000

3.1.2 アンケート調査用紙の作成

補完調査を行うために、依頼文、アンケート調査用紙等を作成し、発送数分の印刷を行った。作成した用紙を次ページ以降に示す。

- i) 依頼文(A4片面)
- ii) アンケート調査用紙(A4両面)
- iii) 別紙 (A3 両面)
- iv) 発送用封筒(角2型封筒)
- v)返信用封筒(長形3号封筒)

作成した依頼文、アンケート調査用紙、別紙、返信用封筒を発送用封筒に封 入し、3.1.1 章で抽出した補完調査対象事業者へ発送した。

発送日:令和3年2月5日(金)

なお、アンケートの返送方法としては、同封した返信用封筒に入れて発送するか、もしくは、そのまま FAX にて回答してもらう方法で行った。

i) 依頼文

令和3年2月

各 位

令和2年度食品産業リサイクル状況等アンケートへの ご協力のお願い

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

平素より農林水産行政の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 農林水産省では、「食品循環資源の再生利用等の促進等に関する法律」(以下、食品リサイク ル法」という。)の適切な執行に向け、食品関連事業者の方々に対して法制度の周知を含めた点 権指導を行っております。

この度、その一環として、食品リサイクルの実施状況等に関するアンケート調査を実施する ことといたしました。本調査の実施については、農林水産省ホームページでも告知しています。

URL: http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/svoku_loss/161227_7.html

なお、<u>ご記入いただいた情報は、食品リサイクル法の適切な執行のために活用することとし、</u> <u>それ以外の目的で使用することはありません。</u>

本調査は、農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室の委託を受け、株式会社東京南エリサーチが実施するものです。もし、ご不明な点やご質問等がございましたら、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡くださいますようお願いいたします。 以上、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合せ先・アンケート返送先】

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部 食品産業リサイクル状況等調査担当 〒100-6810 東京都千代田区大手町1-3-1 JA ビル Tel: 03-6910-3193 FAX: 03-5221-0716 (受付時間: 平日 9:00~12:00、13:00~17:00)

電子メール: recycle@tsr-net.co.jp

【調査実施元】

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

ii) アンケート調査用紙(おもて面)

令和3年2月

食品リサイクルご担当者さま

食品産業リサイクル状況等アンケート 回答用紙

01、02、03、04、05 の設問について、この用紙に回答をご記入のうえ、同封 した返信用封筒に入れてご返送ください(FAX (03-5221-0716) でも可)。 なお、03 の回答の際には、別紙の「業種区分一覧」をご参照ください。 ※提出は令和3年2月19日(金)までにお願いいたします。

01 <u>このアンケートを回答した日</u>を記入してください。

D2 貴社の <u>会社情報</u> につきまして記入してください。						
フリガナ						
事業者名						
所在地	〒 −					
代表者役職			代表者氏名			
設立年月			従業員数 ※1			
電話番号			当期決算年月			
資本金		百万円	売上高		百万円	
主業種						
従業種① ※2						
従業種② ※2						
備考	□廃業〔	年 月				
	口合併〔]](旧社名:)	

※1 労働基準法 21 条に該当する者を除く

※2 従業種①②は主業種以外の事業がある場合のみ記入してください

⇒うら面に続く

※紙面の左上隅に管理番号を印字して送付

ii) アンケート調査用紙(うら面)

		等についてお聞きします。	CIO CO
		業を営んでいらっしゃいま	
500000000000000000000000000000000000000		品リサイクル法における業	
の上、	業種区分の "番号"	"をご記入ください(複数	(可)。
			1
13-2 御社	では、食品廃棄物等	存(別紙4ページ「食品廃	棄物等とは」参照)が
	Approximation and the second	ますか。数量をご記入くだ	
※ 推計	値も可。全く発生し	ていない場合は 0 (ゼロ)	と記入。なお、数量は法
人単位	(支店等を含めた会	社全体)の合計としてくださ	LVe
			トン/年
3_3 \$\$0\$±5	rit 食具鹵棄物等	等のリサイクル (飼料、肥)	料 メタン等への再生
		者に処理委託する場合、	
		取り組まれていますか。	하나 하나 하는 것이 없는데 하나 되었다.
	ご記入ください。	AX 9 MI & 40 C C C A 9 /0 %]	839の項目の(/内
1-020	- HOX (12 C 0.0		
, ,	今只麻奈物等の ロー		
1 1 1		サイクルに取り組んでいる	5
() 1	支加発来物寺のフ	サイクルに取り組んでいる	5
		サイクルに取り組んでいる サイクルに取り組んでいる	
()1	食品廃棄物等のリヤ 棄物等のリサイク	サイクルに取り組んでいる ルに取り組んでいる」方に	にい
()1	食品廃棄物等のリヤ 棄物等のリサイク	サイクルに取り組んでいる	にい
()1 ⇒「食品廃 03-2の数」	食品廃棄物等のリヤ 棄物等のリサイク。 量のうち、リサイク	サイクルに取り組んでいる ルに取り組んでいる」方に	にい こお聞きします。 理業者に処理委託した
()1 ⇒「食品廃 03-2の数」	食品廃棄物等のリヤ 棄物等のリサイク。 量のうち、リサイク	サイクルに取り組んでいる ルに取り組んでいる」方に アルしている量(廃棄物処理	にい こお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。
()1 ⇒「食品廃 03-2の数」	食品廃棄物等のリヤ 棄物等のリサイク。 量のうち、リサイク	サイクルに取り組んでいる ルに取り組んでいる」方に アルしている量(廃棄物処理	にい こお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。
()1 ⇒「食品廃 03-2の数」 量、リサイ	食品廃棄物等のリー 棄物等のリサイクを 量のうち、リサイク クル原料として販	サイクルに取り組んでいる」方に ルに取り組んでいる」方に カルしている量(廃棄物処理 売した量を含む。) はどの	にい にお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。 トン/年
()1 ⇒「食品廃 03-2の数」 量、リサイ	食品廃棄物等のリー 棄物等のリサイクを 量のうち、リサイク クル原料として販	サイクルに取り組んでいる ルに取り組んでいる」方に アルしている量 (廃棄物処理	にい にお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。 トン/年
()1 ⇒「食品廃 03-2の数」 量、リサイ	食品廃棄物等のリー 棄物等のリサイクを 量のうち、リサイク クル原料として販	サイクルに取り組んでいる」方に ルに取り組んでいる」方に カルしている量(廃棄物処理 売した量を含む。) はどの	にい にお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。 トン/年
()1 ⇒「食品廃 03-2の数」 量、リサイ	食品廃棄物等のリー 棄物等のリサイクを 量のうち、リサイク クル原料として販	サイクルに取り組んでいる」方に ルに取り組んでいる」方に カルしている量(廃棄物処理 売した量を含む。) はどの	にい にお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。 トン/年
()1 ⇒「食品廃 03-2の数」 量、リサイ	食品廃棄物等のリー 棄物等のリサイクを 量のうち、リサイク クル原料として販	サイクルに取り組んでいる」方に ルに取り組んでいる」方に カルしている量(廃棄物処理 売した量を含む。) はどの	にい にお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。 トン/年
()1 ⇒「食品廃 03-2の数」 量、リサイ	食品廃棄物等のリー 棄物等のリサイクを 量のうち、リサイク クル原料として販	サイクルに取り組んでいる」方に ルに取り組んでいる」方に カルしている量(廃棄物処理 売した量を含む。) はどの	にい にお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。 トン/年
()1 ⇒「食品廃 [03-2]の数 量、リサイ ご回答に	食品廃棄物等のリサイク。 棄物等のリサイク。 量のうち、リサイク クル原料として販う 関する補足説明等が	サイクルに取り組んでいる」方に かいしている量 (廃棄物処理 売した量を含む。) はどの がございましたら、下欄に	にい にお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。 トン/年
() 1 ⇒「食品廃 03-2の数 量、リサイ ご回答に	食品廃棄物等のリサイクを 棄物等のリサイクを 量のうち、リサイク クル原料として販力 関する補足説明等を の所属部署をご記。	サイクルに取り組んでいる」方に ルに取り組んでいる」方に カルしている量 (廃棄物処理 売した量を含む。) はどの がございましたら、下欄に	にい にお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。 トン/年
()1 ⇒「食品廃 [03-2]の数 量、リサイ ご回答に	食品廃棄物等のリサイクを 棄物等のリサイクを 量のうち、リサイク クル原料として販け 関する補足説明等を の所属部署をご記。	サイクルに取り組んでいる」方に かいしている量 (廃棄物処理 売した量を含む。) はどの がございましたら、下欄に	にい にお聞きします。 理業者に処理委託した 程度ですか。 トン/年

iii) 別紙 (P1)

別紙

食品リサイクル法における業種区分一覧1

番号	業種区分	業種の詳細
1	部分肉・冷凍肉製造業	●部分肉、ブロック肉、冷凍食肉を製造
2	肉加工品製造業	●ソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品(肉缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む)を製造
3	牛乳・乳製品製造業	●処理牛乳(牛乳、粉乳、練乳など)、乳飲料、乳酸菌飲料を製造 ●パター、チーズ、クリーム、アイスクリーム、発酵乳、カゼインなどの乳製品を 製造
4	その他の畜産食料品製造業	●他に分類されない畜産食料品(加工卵、乾燥卵、液卵、はちみつ処理、食鳥処理など)を製造
5	水産缶詰・瓶詰製造業	●魚介類、海草類を原料とした水産缶詰・瓶詰、魚缶詰・瓶詰、かに缶詰、海藻缶詰・瓶詰、水産つくだ煮瓶詰を製造
6	海藻加工業	●海藻を原料として海藻加工品(こんぶ、とろろこんぶ、酢こんぶ、焼きのり、味付けのり、わかめ、あらめ、ふのり、ひじき、海藻類つぼ詰、天屋、寒天)を製造
7	塩干・塩蔵品製造業	●塩干魚介類、塩蔵魚介類を製造
8	水産練製品製造業	●水産練製品(蒲鉾、焼きちくわ、揚げ蒲鉾、はんぺん)及び魚介類(鯨含む)を 原料として魚肉ハム・ソーセージを製造
9	冷凍水産物製造業	●水産物(鯨含む)を原料として冷凍品を製造
10	冷凍水産食品製造業	●水産物(鯨含む)を原料として前処理を施し冷凍水産食品を製造
11	その他の水産食料品製造業	●他に分類されない水産食料品(素干魚介類、煮干魚介類、くん製魚介類、節類、 削節類、塩辛、水産佃煮、水産漬物など)を製造
1 2	野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食料品製造業 (野菜漬 物を除く。)	●果実及び野菜を原料として保存食料品(缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む)を製造(水 煮、果実シロップ漬け、ジャム、マーマレード、果実バター、果実・野菜のジュー ス原液及びスープ、乾燥野菜・果実、ゼリーなど)
13	野菜漬物製造業	●果実及び野菜を原料として漬物を製造
14	しょうゆ製造業	●しょう油の製造、醸造
15	味そ製造業	●味噌の製造、醸造
16	ソース製造業	●ソース、トマトソース、トマトケチャップ (トマトピューレ)、マヨネーズを製造
17	食酢製造業	●食酢の製造、醸造
18	その他の調味料製造業	●食用アミノ酸製造業、他に分類されない調味料を製造(カレー粉、固形カレー、 唐辛子粉、わさび粉、こしょう粉、うまみ調味料 他)
19	甘しゃ糖製造業	●国内産の甘味資源作物を原料として甘しゃ糖を製造
20	てん菜糖製造業	●国内産の甘味資源作物を原料としててん菜糖又はてん菜粗糖を製造
2 1	砂糖精製業	●購入した粗糖を精製して砂糖を製造(氷砂糖、角砂糖、糖みつ)
22	ぶどう糖・水あめ・異性化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●ぶどう糖、グルコース、水あめ、麦芽糖、異性化糖を製造
23	精米・精麦業	●米穀のとう精、大麦・裸麦の精穀
2 4	小麦粉製造業	●小麦粉を製造
25	その他の精穀・製粉業	●穀粉を製造(米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉)
26	パン製造業	●パン類(食パン、菓子パン)を製造
2 7	菓子製造業	●ケーキ、ドーナツ、パイなどの洋菓子及び、羊羹、まんじゅうなどの和菓子を製造 ●ビスケット、クラッカーなどを製造(ビスケット、干菓子、クラッカー、乾パン、小麦・澱粉を原料とするせんべい) ●米を原料とするあられ、せんぺいなどを製造 ●他に分類されないパン・菓子を製造(キャンディー、チョコレート、かりんとう、砂糖漬け、ウエハース、アイスキャンデー、チューインガム、砂糖菓子他)
28	動植物油脂製造業(食用油 脂加工業を除く。)	●圧搾・抽出により動植油及び副産物(ミール)並びに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造 ●圧搾・抽出により大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油など植物油及び副産物(油かす)を製造 ●粗製の動物油脂又は植物油を購入して精製
29	食用油脂加工業	●購入した動植物油脂を更に加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどを 製造
30	でん粉製造業	●かんしょ、ばれいしょ、穀類からでん粉を製造(コーンスターチ)
3 1	麺類製造業	●うどん、そうめん、そば、マカロニ、手打ちめん、即席めん、中華めんなどを製造
32	豆腐・油揚製造業	●大豆を原料として豆腐、油揚げ又はしみ豆腐を製造

1

iii) 別紙 (P2)

別紙

食品リサイクル法における業種区分一覧2

	7 7 1 7 7 PAIC 03 17 W 3K1	<u></u>
番号	業種区分	業種の詳細
3 3	あん類製造業	●小豆、その他豆類を原料として生あん、練あん、乾燥あんを製造
3 4	冷凍調理食品製造業	●野菜、水産物、食肉を原料として調理食品を製造し、急速冷凍を行って凍結状態のまま包装した冷凍調理食品を製造
3 5	そう菜製造業	●野菜、水産物、穀類、食肉等を原料とし、煮物、焼物、揚物、炒め物、蒸し物、酢 の物、和え物等を製造
3 6	すし・弁当・調理パン製造業	●すし、弁当、調理パン、サンドイッチ等の調理食品を製造
3 7	レトルト食品製造業	●レトルト食品を製造
38	他に分類されない食料品製 造業	●他に分類されない各種食料品を製造(パン種、ふくらし粉、イースト、きのこ種 菌、酵母剤、クロレラ、しいたけ種駒、こうじ、種こうじ、麦芽、いり豆、こんに ゃく、麩・焼麩、ゆば、玄米乳、甘酒、納豆、即席ココア、はるさめ、麦茶、はま 茶、こぶ茶、プレミックス食品、最中かわ、粉末ジュース、せんべい生地、野菜つ くだ煮、果糖、もち、なめ味そ、パン粉、フラワーペースト、飲食に供する食品添 加物、カット野菜 他)
3 9	清涼飲料製造業(茶、コーヒ 一、果汁など残さが出るも のに限る。)	●アルコールを含まない飲料のうち、残さがでるもの〈果実飲料、茶系飲料、豆乳 飲料、コーヒー飲料など)
4 0	清涼飲料製造業(その他)	●アルコールを含まない飲料のうち、残さがほとんど出ないもの(サイダー、炭酸水、ジュース、ミネラルウォーター、シロップなど)
4.1	果実酒製造業	●ぶどう、りんごなどの果実から果実酒を製造
4 2	ビール類製造業	●ビール及び発泡酒を製造
4 3	清酒製造業	●清酒を製造
4 4	単式蒸留焼酎製造業	●単式蒸留焼酎を製造
4 5	蒸留酒・混成酒製造業(単式 蒸留焼酎製造業を除く。)	●他に分類されない酒類を製造(焼酎(単式蒸留焼酎除く)、ウイスキー、ブランデー、合成清酒、みりん、白酒、リキュール、薬味酒、梅酒など)
4.6	製茶業	■購入した生茶葉又は荒茶を主原料として荒茶又は仕上げ茶を製造(緑茶、紅茶)
4 7	コーヒー製造業	●コーヒー生豆をほうせん (焙煎)、粉砕しコーヒー又はインスタントコーヒーを製造
4 8	米麦卸売業・雑穀卸売業	●米、麦の卸売●雑穀、大豆、落花生、豆類(乾燥)、小麦粉、穀粉、でん粉の卸売
4 9	野菜卸売業・果実卸売業	●青物、野菜の卸売、青物市場仲買業●果実、木の実の卸売、果物市場仲買業
5.0	生鮮魚介卸売業	●鮮魚、貝類、川魚、冷凍魚の卸売
5 1	食肉卸売業	●精肉、牛肉、豚肉、馬肉、獣肉、冷凍肉、鳥肉、畜産副産物(臓器、舌など)の卸売
5 2	その他の農畜産物・水産物 卸売業	●原皮、原毛皮、原羽毛、種実(製油用)、家畜、家きん、卵、はちみつ、わら、生 のり、海藻の卸売
5 3	食料・飲料卸売業(飲料を 中心とするものに限る。)	●清凉飲料、シロップ、果汁、ミネラルウォーター、炭酸水、コーヒー飲料、果汁飲料、茶類飲料、乳酸菌飲料の卸売 ●砂糖問屋:砂糖、角砂糖、粉糖、氷砂糖、異性化糖、味そ、しょう油、たまりの卸売 ●酒問屋:日本酒、洋酒、果実酒、みりんの卸売 ●乾物問屋:乾物、塩干魚、乾燥卵、燻卵、冷凍液卵、粉卵、干しのり、干し海藻、こんぶ、干しきのこ、こんにゃく粉、乾燥野菜、かんぴょう、香辛料、高野豆腐、麸、寒天の卸売 ●菓子、和菓子、洋菓子、干菓子、駄菓子、甘納豆、パン類、ビスケット、あめ、あん、水あめ、キャンデー、塩豆、ビーナッツの卸売
5 4	食料・飲料卸売業(飲料を 中心とするものを除く。)	●茶、はま茶、こぶ茶、紅茶、ハブ茶、麦茶、コーヒー、ココア、中国茶の卸売 ●酪農製品(牛乳、バター、チーズ、練乳、粉乳など)、アイスクリームの卸売 ●水産練製品(かまぼこ、はんべん、ちくわなど)、おでん材料、うどん・そば・ 中華そば、乾めん、納豆、アイスキャンデー、酢、ソース、醸造調味料、イースト 甑、ベーキングバウダー、塩蔵肉、塩蔵魚、くん製品、ハム・ベーコン・ソーセー ジ、食用油、液卵、冷凍調理食品、レトルト食品、食用油脂、豆腐、塩、なめ味 そ、加工豆(煮豆・納豆など)、缶詰食品、瓶詰食品などの卸売
5 5	各種食料品小売業	●百貨店・デパート(従業員常時50人以上)、総合スーパー(従業員常時50人以上)●各種食料品店、食料雑貨店

iii) 別紙 (P3)

別紙

食品リサイクル法における業種区分一覧3

番号	リサイクル法における業績 業種区分	業種の詳細
		●八百屋
56	野菜・果実小売業	●果物屋
63	その他の飲食料品小売業 (コンビニエンスストアを 除く。)	●牛乳の小売 ●清涼飲料、果汁飲料、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料、茶類飲料の小売 ●清涼飲料、果汁飲料、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料、茶類飲料の小売 ●茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶、紅茶の小売 ●葱菜、揚物、駅弁売店、他から仕入又は作り置きの調理パン・おにぎり・ハンバーガー・ピザ・持ち帰り弁当、煮豆の小売 ●米麦、雑穀、豆類の小売 ●豆腐、こんにゃく、納豆、つくだ煮、漬物、かまぼこ、ちくわ、おでん材料などの小売 ●乾物屋:干魚、かんびょう、麸、乾燥野菜、乾燥果実、高野豆腐、干しのり、くん製品、海藻などの小売 ●他に分類されない飲食料品を小売(乾麺類、インスタントラーメン、缶詰、夕食材料宅配、乳製品、調味料、塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油、香辛料、七味とうがらしなど)
57	<∘)	●肉屋: 獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージを小売
58	卵・鳥肉小売業	●卵、鳥肉を小売
59	鮮魚小売業	●魚屋:鮮魚、貝類、かき、川魚、食用カエル、冷凍魚、海藻を小売
60	酒小売業	●酒屋
6 1	菓子・パン小売業	●洋菓子、和菓子、干菓子、駄菓子、せんべい、あめ、ケーキ、饅頭、もち、焼き 芋、アイスクリーム・アイスキャンデー、ドーナツを小売(製造小売)●パンの小売(製造小売)
62	コンビニエンスストア	●コンビニエンスストア
6 4	食堂・レストラン(麺類を 中心とするものを除き、す し店を含む。)	 ◆大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン ◆天ぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、かに料理店、ちゃんこ鍋店、しゃぶしゃぶ店、すき焼き店、懐石料理店、割烹料理店 ◆中華料理店、上海料理店、北京料理店、広東料理店、四川料理店、台湾料理店、餃子店 ◆焼肉店 ●団洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、スペイン料理店、韓国料理店、インド料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店 ●すし屋
65	食堂・レストラン (麺類を 中心とするものに限り、そ ば・うどん店を含む。)	●ラーメン店、中華そば店、ちゃんぽん店 ●そば屋、うどん店、きしめん店、ほうとう店
66	居酒屋等	●大衆酒場、居酒屋、焼鳥店、おでん屋、もつ焼き屋、ダイニングバー、ビアホール ●スナックバー、キャバレー、ナイトクラブ
67	喫茶店	●喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、珈琲店、カフェ
68	ファーストフード店	●ハンパーガー店●握り飯屋●牛丼店●サンドイッチ専門店●フライドチキン店● ドーナツ店
69	その他の飲食店(ファース トフード店を除く。)	●お好み焼き店、焼きそば店、たこ焼き店、もんじゃ焼き店(持ち帰り専門店除く)●大福屋、今川焼き屋、ところ天屋、氷水店、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、ドライブイン(飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの)
7 0	持ち帰り・配達飲食サービ ス業 (給食事業を除く。)	●持ち帰りすし店、弁当屋、クレーブ屋、移動販売(調理を行うもの)※他から仕入れたもの及び作り置きのものは除く)●宅配ビザ屋、仕出し料理、デリバリー専門店、ケータリングサービス店
7 1	給食事業	●病院・施設給食業、配食サービス業
7.2	沿海旅客海運業	■国内旅客定期航路業、国内旅客不定期航路業、自動車航送業
73	内陸水運業	●通船業、港湾内遊覧船業●河川水運業、河川遊覧船業●湖沼水運業、湖沼废船業、湖沼遊覧船業
7 4	結婚式場業	●結婚式場業
7.5	旅館業	●シティホテル、観光ホテル、ビジネスホテル、駅前旅館、割烹旅館、民宿

iii) 別紙 (P4)

別紙

「食品廃棄物等」とは

- ① <u>食品が</u>食用に供された後に、または食用に供されずに<u>廃棄されたもの</u> (例:賞味期限切れ食品、食べ残し等)
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において<u>副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの</u>

(例:骨、魚のアラ、野菜くず等)

をいいます。

なお、固形状のものに限定されないため、<u>廃食用油や飲料等の液状物も対象</u>です。(排水処理されたものは対象外)

また、食品廃棄物等の「等」には、食品の製造工程等で発生する動植物性の残さのうち、飼料等の原料として有価で取引されるもの(副産物)も含みます。

iv) 発送用封筒(角 2 型封筒)

<u>"食品リサイクル"</u>に関するアンケート

農林水産省 食品産業リサイクル状況等調査アンケート用紙在中

※食品関連事業者の皆さまを対象にした、食品リサイクルの実施 状況に関するアンケートのお願いです。

MAFF

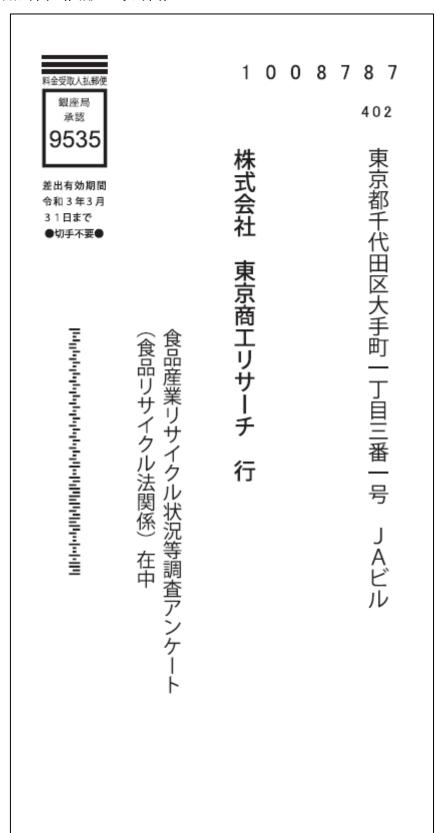
農林水産省

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries 1-2-1,kasumigaseki,chiyoda-ku tokyo,100-8950 JAPAN

東京都千代田区霞が関1-2-1 電話/03-3502-8111(代表) www.maff.go.jp <アンケート調査に関するお問い合わせ先> 株式会社 東京商エリサーチ 市場調査部 食品産業リサイクル状況等調査担当 電話:03−6910−3193 FAX:03−5221−0716 E-MAIL:recycle@tsr-net.co.jp

<調査実施元> 農林水産省 食料産業局 パイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

v) 返信用封筒(長形3号封筒)



3.1.3 電話調查

アンケート調査用紙を発送後、アンケート調査用紙の返信が得られなかった 補完調査対象事業者に対し、電話による督促並びに聞き取り調査を行った。調 査方法を以下に示す。

なお、調査にあたっては、3.1.1章で抽出した補完調査対象事業者を回答入 カ用のツールへ登録し、郵送等による回答も含めて、全ての調査対象の回答を ツールで一元管理した。

電話調査は、調査用紙発送後、未回答事業者に対して行った。

<電話調査スクリプト>

私、農林水産省からの調査を実施しております、東京商工リサーチ 食品産業リサイクル調査担当の●●●●と申します。(いつもお世話になっております)

先日、私どもから「農林水産省食品産業リサイクル状況等調査・・・」と、赤い字で記載された封筒をお送りいたしましたが、ご覧いただけたでしょうか。

NO:

2月中には届くようにお送りしたのですが、お手元に届いていないでしょうか。 (2/5発送)

もしよろしければ、この電話でお送りしたアンケートの内容についておうかがいさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか?

YES:

ありがとうございます。そちらの調査につきまして、まだ弊社で回答を確認できて おらず、お電話させていただきました。

今回、食品を扱っている企業にアンケートを行っているのですが、

もしよろしければ、この電話でアンケートの内容についておうかがいさせていただ きたいのですが、よろしいでしょうか?

設問①:御社では、「食品廃棄物」は発生していますか?

「食品廃棄物」とは、

- ・食品製造業であれば、製造時の加工残さ等のことです。
- ・卸業、小売業であれば、売れ残り等により廃棄したもののことです。
- ・外食産業であれば、調理くずや食べ残し等により廃棄したもののことで す。

⇒発生している

設問②、③へ

⇒発生していない

入力画面/補完調査の「TEL確認」に「○」を入力 「食品廃棄物等の年間発生量 (t)」に「0」を入力

⇒回答拒否

入力画面/補完調査の「TEL確認」に「△」を入力 「備考」に「回答拒否」と入力

⇒廃業 / 対象外企業

入力画面/補完調査の「TEL確認」に「×」を入力 「備考」に「廃業」「対象外」と入力

⇒その他

入力画面/補完調査の「TEL確認」に「□」を入力 「備考」に状況を記入

⇒分からない

入力画面/補完調査の「TEL確認」には何も入力せず、

理由が聞ければ「備考」にその理由を入力

(フランチャイズ・業者引取り報告なし・本社管理で分からない・全く把握していない・リサイクル業者任せで分からない・・・等)

設問②:食品廃棄物の発生量ですが、年間どのくらい発生していますか?

詳細が不明な場合は、

年間100トン以上か100トン未満かで構いませんのでお教えください。 年間100トンとは、毎日およそ270kg 以上の食品廃棄物が発生している計算になります。

⇒具体的な発生量が分かる場合

入力画面/補完調査の「TEL確認」に「○」を入力 「食品廃棄物等の年間発生量(t)」に年間の発生量を数値で入力 ⇒年間100トン以上か100トン未満か分かる場合 入力画面/補完調査の「TEL確認」に「○」を入力 「食品廃棄物等の年間発生量 (t)」に「100t以上」「100t未満」と入力

⇒分からない

入力画面/補完調査の「TEL確認」には何も入力せず、

理由が聞ければ「備考」にその理由を入力

(フランチャイズ・業者引取り報告なし・本社管理で分からない・全く把握していない・リサイクル業者任せで分からない・・・等)

・具体的な廃棄物の種類(貝殻/食用油/客の食べ残し等々・・・)や、廃棄物発生 状況等、聞いたことは備考欄へ要約して記入すること。

設問③:食品廃棄物の、飼料化、肥料化、熱回収等のリサイクルの取組を実施されていらっしゃいますか?

⇒実施している

「再生利用の取組の有無」に「○」を入力 (電話ではリサイクル量まで聞き取らなくてOK)

・具体的なリサイクルの取組について説明された場合、「備考」にその内容を入力

⇒実施していない

「再生利用の取組の有無」に「×」を入力

⇒わからない

「再生利用の取組の有無」には何も入力せず、 わからない理由がある場合は「備考」にその内容を入力

アンケートは以上でございます。 このお電話でご回答をいただきましたので、 調査票は破棄していただいて構いません。

お忙しいところお時間いただきありがとうございました。 私、東京商工リサーチの●●●●と申します。 失礼いたします。

3.1.4 補完調査結果

食品リサイクル法に関する補完調査の回答状況を表 3-2 に示す。(回答内容に関する割合は、全て廃業等対象外事業者を除いた実発送数 3,000 件に対する割合とする。)

食品廃棄物等の発生状況が把握できた回答を有効回答とし(※)、有効回答数は、郵送・FAXが800件(実発送数に対して26.7%)、電話調査が334件(実発送数に対して11.1%)で合計1,134件(実発送数に対して37.8%)であった。

※郵送調査の設問 Q3-2 に回答のある 800 件及び電話調査の設問①・②に回答のある 334 件を合計した 1,134 件が対象

表 3-2 食品リサイクル法に関する補完調査の回答結果

		回答状況						
農政局等	送付数	有効回答		廃棄量	回答	電話	廃業等 対象外	回答率
		郵便•FAX	電話	不明	拒否	不通	\13\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
北海道	239	49	33	2	14	2	0	34.3%
東北	299	87	24	1	13	4	0	37.1%
関東(東京)	211	34	23	2	22	3	0	27.0%
関東(東京以外)	642	174	82	6	47	8	2	39.9%
北陸	154	60	11	0	5	1	0	46.1%
東海	228	59	33	1	12	4	0	40.4%
近畿	396	91	39	7	22	8	1	32.8%
中四国	364	113	37	4	16	2	2	41.2%
九州	401	117	43	2	25	4	0	39.9%
沖縄	66	16	9	0	3	0	0	37.9%
合計	3,000	800	334	25	179	36	5	37.8%

アンケート調査及び電話調査で食品廃棄物等の発生量について回答があった事業者の食品廃棄物等の発生状況を表 3-3 に示す。

食品廃棄物等を年間 100 トン以上発生していると回答した事業者は、23 件 (実発送数に対して 0.8%) であり、逆に食品廃棄物が発生しないと回答した 事業者は 667 件(実発送数に対して 22.2%) であった。

また、リサイクルの取組を実施していると回答した事業者は、288件(実発送数に対して9.6%)であった。

表 3-3食品廃棄物等の発生状況

	食品廃棄物等の発生状況					
農政局等	100 I 以上	100 lシ 未満	食品廃棄物 発生なし	リサイクルの 取組有り		
北海道	3	34	45	23		
東北	4	41	66	30		
関東(東京)	1	20	36	9		
関東(東京以外)	4	100	152	72		
北陸	0	25	46	15		
東海	3	41	48	26		
近畿	1	45	84	25		
中四国	4	69	77	44		
九州	3	57	100	38		
沖縄	0	12	13	6		
合計	23	444	667	288		

3.2 容器包装リサイクル法に関する補完調査

再商品化義務の履行状況が確認できていない食品関連事業者を対象に、容器 包装リサイクル法に該当する容器包装の使用有無を把握するための郵送アン ケートを実施した。

3.2.1 調査対象事業者の選定

容器包装リサイクル法補完調査対象事業者(3,000 事業者)について、表 3-4 の方法で抽出作業を実施した。

表 3-4 容器包装リサイクル法補完調査の対象事業者選定方法

	選定方法	実際の作業方法等
i)	合併、廃業した事業者を除く。	「新規・合併・廃業フラグ」
		により、合併と廃業の事業
		者を除外
ii)	過去に点検指導を実施したことのある事業者を除く。	「指導年月日」にデータが
		入っている事業者を除外
iii)	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と委託契約を	「申込種別」の各項目にデ
	締結していること、又は非申込の手続を行っていることが	ータが入っている事業者
	一度でも確認できる事業者を除く。	を除外
iv)	平成 25 年度から令和元年度までに、調査対象から除外し	調査対象除外者リストに
	た事業者を除く。	掲載されている事業者を
		除外
v)	平成 25 年度から令和元年度までに、補完調査又は重点調	平成 25~令和元年度の調
	査の対象となった事業者を除く。	査対象事業者を除外
vi)	業種分類リストに基づき、農林水産省所管の事業を営む事	「業種名称_1(主)」か
	業者を「製造業」と「商業・サービス業」の2種類に区分	ら、「製造業」と「商業・
	する。	サービス業」に分類
vii)	再商品化義務の適用除外となる「小規模事業者」に該当す	「従業員数」と「売上高」
	る事業者を除く。	から、製造業、商業・サー
	<小規模事業者の基準>	ビス業別に、左記の<小規
	○製造業:従業員20人以下かつ売上高240百万円以下	模事業者の基準>に当て
	○商業・サービス業:従業員5人以下かつ売上高70百万円	はまる事業者を除外
	以下	

viii)	下記の算出式により、事業者ごとの想定委託額を算出し、	左記の<算出式>に基づ
	その額の上位から 2,700 件程度を抽出して「H30 調査対象	き、想定委託額を算出。
	候補リスト」を作成する。	全国の事業者を一括して
	<算出式>○製造業:売上高×0.4	想定委託額の降順に並べ
	○商業・サービス業:売上高×0.15	替え、上位から 3,500 件程
	※算出式に使用する係数(0.4及び0.15)は、日本容器包	度を抽出
	装リサイクル協会の公表データ (H22) を基に算出したも	
	の。	
ix)	viii)で作成したリストを農政局等の管轄地域単位に分割	当初から事業者数が少な
	(必要に応じて事業者数を調整)、農政局等へ送付し、調	い都道府県や除外される
	査対象から除外する必要のある事業者を確認する。	事業者が多い場合は、下か
		ら繰り上げる形で補充
x)	ix)までで確認の終了したリストにおいて、想定委託額が	確認の終了したリストか
	高い順に3,000事業者を補完調査対象、残数を予備として、	ら、上位 3,000 事業者を補
	調査対象者リストを完成する。	完調査対象として抽出

なお、対象選定において以下の点で調整を行った。

上記方法にて、抽出された補完調査対象において、すでに食品リサイクル法に関する補完調査が実施中で、その回答状況において、調査対象が重複した事業者からの有効な回答が得られ難いことを推測して、調査対象候補リストを基本として、対象選定の調整を行った。

上記調整にて、抽出した補完調査対象事業者数(3,000 事業者)を表 3-5 に示す。

表 3-5容器包装リサイクル法補完調査の対象事業者数

農政局等	業種	調査対象
	製造業	68
北海道	商業・サービス業	117
	計	185
	製造業	56
東北	商業・サービス業	111
	計	167
	製造業	160
関東(東京)	商業・サービス業	682
	計	842
	製造業	249
関東(東京以外)	商業・サービス業	387
	計	636
	製造業	21
北陸	商業・サービス業	56
	計	77
	製造業	43
東海	商業・サービス業	115
	計	158
	製造業	111
近畿	商業・サービス業	340
	計	451
	製造業	62
中四国	商業・サービス業	78
	計	140
	製造業	115
九州	商業・サービス業	183
	計	298
	製造業	15
沖縄	商業・サービス業	31
	計	46
合計	3,000	

3.2.2 アンケート調査用紙の作成

補完調査を行うために、依頼文、アンケート調査用紙等を作成し、発送数分 の印刷を行った。作成した用紙を次ページ以降に示す。

- i) 依頼文(A4片面)
- ii) アンケート調査用紙(A4両面)
- iii) 別紙(A4 両面)
- iv) 発送用封筒(角2型封筒)
- v) 返信用封筒(長形3号封筒)

作成した依頼文、アンケート調査用紙、別紙、返信用封筒を発送用封筒に封 入し、3.2.1章で抽出した補完調査対象事業者へ発送した。

発送日:令和3年2月5日(金)

なお、アンケートの返送方法としては、同封した返信用封筒に入れて発送す るか、もしくは、そのまま FAX にて回答してもらう方法で行った。

また、農林水産省ホームページに図3-1に示すとおり、アンケート実施中の 周知文を掲載した。

図 3-1 農林水産省ホームページ



現在、株式会社東京商工リサーチを事務局として、令和2年度食品産業リサイクル状況等調査の一つとして、リサイクルに関 するアンケート調査を実施しております。

誠に恐れ入りますが、お手元に調査票が届いた事業者の皆様方におかれましては、アンケートへの回答にご協力くださいます よう、お願いいたします。

i) 依頼文

令和3年2月

各 位

令和2年度食品産業リサイクル状況等アンケートへの ご協力のお願い

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

平素より農林水産行政の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 農林水産省では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容 器包装リサイクル法」という。)の適切な執行に向け、食品関連事業者を中心とする当省所管事業の事業者の方々に対して法制度の周知を含めた点検指導を行っております。

この度、その一環として、容器包装リサイクル法の対象となる容器包装の使用状況等について、アンケート調査を実施することといたしました。本調査の実施については、農林水産省のホームページでも告知しています。

URL: http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、 別紙のアンケート用紙に直接回答をご記入のうえ、令和3年2月19日(金)までに、①同封 の返信用封筒による郵送又は②FAXにて返信(FAX番号:03·5221·0716)のいずれかにより ご回答いただきますよう、よろしくお願いします。

なお、ご記入いただいた情報は、容器包装リサイクル法の適切な執行のために活用すること とし、それ以外の目的で使用することはありません。

本調査は、農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室の委託を受け、株式会社東京商工リサーチが実施するものです。もし、ご不明な点やご質問等がございましたら、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合せ先・アンケート返送先】

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部 食品産業リサイクル状況等調査担当 〒100-6810 東京都千代田区大手町 1·3·1 JA ビル Tel: 03-6910-3193 FAX: 03-5221-0716 (受付時間: 平日 9:00~12:00、13:00~17:00)

電子メール: recycle@tsr-net.co.jp

【調查実施元】

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

ii) アンケート調査用紙(おもて面)

令和3年2月

容器包装リサイクル法ご担当者さま

食品産業リサイクル状況等アンケート 回答用紙

01~04 の設問について、この用紙に回答をご記入のうえ、同封した返信用 封筒に入れてご返送ください (FAX (03-5221-0716) でも可)。なお、○2 及び ○3 の回答の際には、別紙「参考資料」をご参照ください。

※提出は令和3年2月19日(金)までにお願いいたします。

Q1 <u>このアンケートを回答した日を記入してください。</u>

② 貴社の会社情報につきまして記入してください。						
フリガナ						
事業者名						
所在地	〒 -					
代表者役職			代表者氏名			
設立年月			従業員数 ※1			
電話番号			当期決算年月			
資本金		百万円	売上高	百万円		
主業種 ※1						
従業種① ※2						
従業種② ※2						
備考	□廃業〔	年 月)			
	口合併〔		〕(旧社名:)		

※1 従業員数、業種の考え方については、別紙の参考資料をご覧ください

※2 従業種①②は主業種以外の事業がある場合のみ記入してください

⇒次ページに続く

ii) アンケート調査用紙 (うら面)

[Q3] 容器包装の使用状況等についてお聞きします。別紙の参表資料をご参照のうえ、下表の質問にご回答ください。記入する時点で、分かる範囲で構いません。

		会社全体の売上高 会社全体の常時使用 (百万円) する従業員数 (人)			容器包装を 使用する業績		使用した容器包装の種類	治験の種類		受託の有無	
「不明」「全社商業前」等の場合は、その旨を ※一部でも、 「不明」「全社商業前」等の場合は、その旨を ※一部でも、 1.		・業績を展定せず、養社会体の売上高または常 時使用する結果的整を記入して行むい、等社 性度は見込み)。 従業員数の詳細が分かっない。 場合は、概ねの人数(約0円人)で確いません。 ・「発酵の肝を発揮」のの表別ではすん。 ・「発酵の肝を発揮」のの表別に、関係参考 ・ 一・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		在 競の 数 型 を 数 型	・容器包装を使用し で自由を指表した業 種を別様参考に対す 者から選択して書号 を記入してください。 業種が複数ある場合	・販売した商品 「O」を記入し る場合は、該し い。 ・素材別の容 ・素材別の容	引に使用した「 てください。使 当するものす。 器包装の倒は	存品」や「白城田した登録句 (マロニ (O)を) (マロニ (O)を) (別紙参考賞)	ロの種類に 核が複数も B入してくださ 料の図をご	・販売した商品 がすべて他社 から受託したも のである場合は 「こっないスト	報
あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明		「不明」、「会社創業前」等の場合は、その旨を 記入してください。		間におこれが1名1	4、坂川子の参与や ナストログストストログストストログストストルストストストストストストストストストストストストストストストストスト	ガラス製の容器	衛 職 協 職 職	PETボトル	プラスチック 観容器包装	(元字)。 (元字)。	
あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明	平成35年度		あり~なし~不明	答えくごと回							
あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明	平成27年度		あり、なし、不明	ださい							
あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明	平成28年度		あり/ なし/ 不明	2 静 株 (
あり / なし / 不明 あり / なし / 不明 あり / なし / 不明	平成29年度		ありくなし、不明	#6# 							
	F成30年度		あり~なし~不明	6≰							
#K	帝和元年度		あり、なし、不明	_							
	令和2年度		あり/ なし/不明	_							

|Q4|| ご担当者の所属部署、連絡先(電話番号)をご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

31

iii) 別紙(おもて面)

別紙 参考資料

1 従業員数について

本アンケートでいう従業員は、「常時使用する従業員」をいい、その解釈は以下によります。

- 労働基準法、中小企業基本法における解釈に準じて判断します。
- 具体的には、事業者又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常勤である旨が 示されている者をいうこととし、労働基準法において解雇の予告を必要としない者とされる次のイか ら二までに該当する者以外の者は「常時使用する従業員」とみなすこととします。
 - イ 日々雇い入れられる者(ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
 - 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
 - ハ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
 - ニ 試みの使用期間中の者(ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- また、個人事業者の事業主やその家族、法人の役員及び臨時従業員は、「常時使用する従業員」に 含まれないこととします。

2 業種について

「容器包装を使用する業種」は、以下の表から、貴社において<u>「容器包装リサイクル法の対象となる</u> 容器包装」を使用している業種を選択してください。

番号		業種区分
		畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農
1	食品製造業	産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、
		パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業
2	清涼飲料製造業	清涼飲料製造業
3	茶・コーヒー製造業	製茶業、コーヒー製造業、製氷業
4	肥料飼料製造業	配合飼料製造業、単体飼料製造業、ペットフード製造業、その他
_ +	加工不利用不利政卫士来	の飼料製造業、有機質肥料製造業、その他の肥料製造業
5	農薬・動物用医薬製造業	農薬製造業、動物用医薬品製造業
	卸売業	飲食料品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、植木・花・苗卸売業、
6		肥料・飼料卸売業、観賞用魚卸売業、わら加工品卸売業、その他
		の卸売業(飲食料品に関するものに限る)
		各種食料品小売業 (酒類を除く)、その他の飲食料品小売業 (食
7	小売業	品スーパー・コンビニを含む)、苗・種子小売業、肥料・飼料小
		売業、花・植木小売業、無店舗小売業(飲食料品小売に限る)
		食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶
8	飲食店	店、その他の飲食店(ファストフード店を含む)、持ち帰り飲食
		サービス業、配達飲食サービス業
9	その他の事業	農業、林業、漁業、農協、漁協、水産加工組合、森林組合、事業
	この (20) 事業	協同組合(飲食料品に限る)

ⅲ) 別紙(うら面)

3 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

■ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- その他の色のガラス 装容器



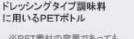
■紙製容器包装

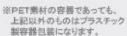
紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、 材料にアルミ箔が使用されている 飲料用バックなど



■PETボトル

飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、 アルコール発酵調味料(料理酒等)、 みりん風調味料、食酢、調味酢、 ドレッシングタイプ調味料





■プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、 発泡スチロールカップ、ハンバーガー等の プラスチック容器、スーパーのレジ袋、 ラップフィルムなど



※ 複数の素材でできている容器包装は、そのうち重量比の最も大きい素材に分類します。

例えば、紙とプラスチックとアルミからできている容器で、重量比が2:7:1の場合は、プラスチックの 重量比が最も大きいので、プラスチック製容器包装に分類します。

☆ 一見、容器包装に見えて、法律上は容器包装に当たらないもの

- 物を入れても包んでいないもの
 例)野菜の結束用テーブ、飲料用ストロー、割り箸、のし紙(包装紙と乗用の場合は該当)
- ③ 通常は商品の一部であるもの例) 紅茶などのティーバック
- ② 商品を保護も固定もしていないもの
 - 例)にぎり寿司の中仕切り (緑色のブラステック製ばらん)



4 その他

回答に際して、補足事項等がありましたらQ3の備考欄に記入してください。

iv) 発送用封筒(角2型封筒) "容器包装リサイクル"に関するアンケート 農林水産省 食品産業リサイクル状況等調査アンケート用紙在中 ※食品関連事業者の皆さまを対象にした、容器包装リサイクルの対象 となる容器包装の使用状況等に関するアンケートのお願いです。 **MAFF** <アンケート調査に関するお問い合わせ先> 株式会社 東京商工リサーチ 市場調査部 農林水産省 食品産業リサイクル状況等調査担当 Ministry of Agriculture, 電話: 03-6910-3193 FAX: 03-5221-0716 E-MAIL : recycle@tsr-net.co. jp Forestry and Fisheries 1-2-1,kasumigaseki,chiyoda-ku tokyo,100-8950 JAPAN <調査実施元> 農林水産省 食料産業局 パイオマス循環資源課 食品産業環境対策室 東京都千代田区霞が関 1-2-1 意話/03-3502-8111 (代表) www.maff.go.jp

v) 返信用封筒(長形3号封筒)

0 0 8 7 8 1 7 料金受取人払郵便 銀座局 402 承認 9534 東京都千代田区大手町一丁目三番一号(JAビル 差出有効期間 3 1日まで 東京商工リサーチ 行 食品産業リサイクル状況等調査アンケート (容器包装リサイクル法関係) 在中

3.2.3 電話調查

アンケート調査用紙を発送後、アンケート調査用紙の返信が得られなかった 補完調査対象事業者に対し、電話による督促並びに聞き取り調査を行った。調 香方法を以下に示す。

なお、調査にあたっては、3.2.1章で抽出した補完調査対象事業者を回答入 カ用のツールへ登録し、郵送等による回答も含めて、全ての調査対象の回答を ツールで一元管理した。

電話調査は、調査用紙発送後、未回答事業者に対して行った。

<電話調査スクリプト>

私、農林水産省からの調査を実施しております、東京商工リサーチ 食品産業リサイクル調査担当の●●●●と申します。(いつもお世話になっております)

先日、私どもから「農林水産省食品産業リサイクル状況等調査・・・」と、赤い字で記載された封筒をお送りいたしましたが、ご覧いただけたでしょうか。

NO:

2月中には届くようにお送りしたのですが、お手元に届いていないでしょうか。 (2/5発送)

YES:

ありがとうございます。そちらの調査につきまして、まだ弊社で回答を確認できておらず、お電話させていただきました。

もしよろしければ、この電話でアンケートの内容についておうかがいさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか?

- ・御社では、一般消費者向けに商品の販売を行っていらっしゃいますか。
- ※少しでも一般消費者向けに販売を行っていたら対象業者

⇒行っていない。

「メモ」へ「容器包装使用無し 業務用」と入力して終了

※業務用は対象外のため

⇒行っている。

- ・それでは使用している容器について確認させてください。
- ・レジ袋等プラスチック製の容器包装は使用していらっしゃいますか?
- ・飲み物用の紙コップなど、紙製の容器包装は使用していらっしゃいますか?
- \rightarrow 「紙」に「 \bigcirc 」をつける
- ・ペットボトルやガラス瓶に商品を入れて販売されることはありますか?
- ⇒「ガラス」「ペットボトル」に「○」をつける

よくある項目 (要確認項目):

- ネット通販等で商品を送る際の梱包材
- ⇒段ボールは対象外だが、ビニールフィルムは「プラスチック製容器包装」
- ・製造や販売している商品の容器や包装
- ⇒ガラス容器、ペットボトル、発泡スチロールトレイ等を使用しているケースあり
- ⇒スチール缶、アルミ缶、牛乳等の紙パック、段ボール 等は対象外

NO:

何も使用していなければこの時点で終了。

「メモ」に「容器包装使用無し」と入力

アンケートは以上でございます。

このお電話でご回答をいただきましたので、調査票は破棄していただいて構いません。

お忙しいところお時間いただきありがとうございました。 私、東京商工リサーチの●●●●と申します。 失礼いたします。

⇒不通・間違い電話・等

「メモ」に「不通 (コールのみ)」「間違い電話」等の内容を入力

3.2.4 補完調査結果

容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果を表 3-6 に、業種別を表 3-7 に、農政局業種別を表 3-8 に示す。(回答内容に関する割合は、発送数 3,000 件に対する割合とする。)

容器包装の使用の有無が把握できた回答を有効回答とし(※)、有効回答数は、郵送・FAXが561件(実発送数に対して18.7%)、電話調査が336件(実発送数に対して11.2%)で合計897件(実発送数に対して29.9%)であった。 ※郵送調査のQ3「当該年度において、容器包装を使用して一般消費者向けに販売しましたか?」に対して「あり」「なし」と回答した561件及び電話調査において容器包装の使用の有無が把握できた336件を合計した897件が対象

表 3-6 容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果

	7 110 7 0 100 1							
			4	有効回答				
				令和 2	2 年度	回答	その他	
農政局等	送付数	郵送・ FAX	電話	容器包装 使用あり	容器包装 使用無し	拒否	(廃業・ 不通等)	回答率
北海道	185	45	21	31	35	19	0	35.7%
東北	167	43	21	29	35	8	2	38.3%
関東(東京)	842	124	99	90	133	97	12	26.5%
関東(東京以外)	636	139	57	111	85	45	6	30.8%
北陸	77	16	8	13	11	9	0	31.2%
東海	158	28	22	26	24	10	1	31.6%
近畿	451	69	44	57	56	40	9	25.1%
中四国	140	32	19	15	36	14	0	36.4%
九州	298	57	36	54	39	27	2	31.2%
沖縄	46	8	9	6	11	1	0	37.0%
슴計	3,000	561	336	432	465	270	32	29.9%

表 3-7業種別の容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果

			7	有効回答				
				令和 2	2 年度	回答	その他	
業種	送付数	郵送・ FAX	電話	容器包装使用あり	容器包装 使用無し	拒否	(廃業・ 不通等)	回答率
製造業	900	188	99	171	116	78	15	31.9%
商業・サービス業	2,100	373	237	261 349		192	17	29.0%
合計	3,000	561	336	432	465	270	32	29.9%

表 3-8農政局業種別の容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果

				, ,	有効回答			7.014h	
農政局等	業種	送付数	郵送・		令和 2 年度		回答	その他(廃業・	回答率
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			FAX	電話	容器包装 使用あり	容器包装 使用無し	拒否	不通等)	
	製造業	68	16	6	15	7	9	0	32.4%
北海道	商業・サービス業	117	29	15	16	28	10	0	37.6%
	計	185	45	21	31	35	19	0	35.7%
	製造業	56	14	6	14	6	2	1	35.7%
東北	商業・サービス業	111	29	15	15	29	6	1	39.6%
	計	167	43	21	29	35	8	2	38.3%
関東	製造業	160	26	24	26	24	17	5	31.3%
(東京)	商業・サービス業	682	98	75	64	109	80	7	25.4%
(米水)	計	842	124	99	90	133	97	12	26.5%
関東	製造業	249	64	23	55	32	15	5	34.9%
(東京以外)	商業・サービス業	387	75	34	56	53	30	1	28.2%
(米水以)[/	計	636	139	57	111	85	45	6	30.8%
	製造業	21	4	2	6	0	3	0	28.6%
北陸	商業・サービス業	56	12	6	7	11	6	0	32.1%
	計	77	16	8	13	11	9	0	31.2%
	製造業	43	7	7	10	4	6	1	32.6%
東海	商業・サービス業	115	21	15	16	20	4	0	31.3%
	計	158	28	22	26	24	10	1	31.6%
	製造業	111	15	9	12	12	8	1	21.6%
近畿	商業・サービス業	340	54	35	45	44	32	8	26.2%
	計	451	69	44	57	56	40	9	25.1%
	製造業	62	11	9	7	13	9	0	32.3%
中四国	商業・サービス業	78	21	10	8	23	5	0	39.7%
	計	140	32	19	15	36	14	0	36.4%
	製造業	115	29	9	24	14	9	2	33.0%
九州	商業・サービス業	183	28	27	30	25	18	0	30.1%
	計	298	57	36	54	39	27	2	31.2%
	製造業	15	2	4	2	4	0	0	40.0%
沖縄	商業・サービス業	31	6	5	4	7	1	0	35.5%
	計	46	8	9	6	11	1	0	37.0%
	合計		561	336	432	465	270	32	29.9%